

長野県と国立大学法人信州大学との連携室設置に関する覚書

長野県（以下「甲」という。）と国立大学法人信州大学（以下「乙」という。）は、甲及び乙の平成 21 年 11 月 10 日付け「長野県と国立大学法人信州大学との包括的連携に関する協定書」（平成 30 年 11 月 10 日最終更新）（以下「協定書」という。）第 2 条の規定に基づき信州大学・長野県連携室（以下「連携室」という。）を設置するため、以下のとおり合意し、覚書を締結する。

（連携室の目的）

第 1 条 連携室は、甲及び乙の連携をより強固にすることを目的とする。

（連携室の設置）

第 2 条 連携室は、甲の庁舎内に置く。

2 連携室は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- 一 甲及び乙の連携の推進及び調整
- 二 甲及び乙の連携に係る情報収集・情報共有
- 三 甲及び乙の種々の連携の支援
- 四 その他前条に掲げる目的を達成するために必要な活動

3 連携室に、乙のコーディネーター人材を配置するものとする。

4 第 1 項及び第 3 項のため、甲及び乙は必要に応じて別途契約等を締結するものとする。

（有効期間）

第 3 条 この覚書は、締結の日から発効し、有効期間は、協定書に定める有効期間満了までとする。

（協 議）

第 4 条 この覚書に定める事項について疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定める。

この覚書の締結を証するため、本覚書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和元年 11 月 1 日

長野県知事

国立大学法人信州大学長

阿部守一 濱田 州博

